

漁獲証明制度に関する検討会 開催要領

令和元年 9月 25日

1. 趣旨

世界の水産物需要が高まる中で、我が国漁業の成長産業化を図るためには、輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の確立が必要である。

このため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成30年6月改訂)の別紙8「水産政策の改革について」では、資源管理の徹底とIUU(違法・無規制・無報告)漁業の撲滅を図り、また、輸出を促進する等の観点から、トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備を進めることとされている。

本制度は、適法に漁業を行う漁業者からその漁獲物を扱う流通・加工業者や小売・貿易関係業者まで多岐にわたる事業者が関係することから、より実効性のある制度が構築されるよう、幅広い関係者の意見を聴取し、制度を検討することを目的として、「漁獲証明制度に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催するものとする。

2. 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は委員の互選により選任する。座長代理は、検討会の承認を得て、委員のうちから座長が指名する。
- (4) 座長は、検討会の議事を運営する。座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- (5) 検討会は、必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

3. 運営

- (1) 会議は非公開とする。
- (2) 会議の議事要旨及び資料は、会議終了後、委員の了解を得た上でホームページにより公表する。

4. その他

- (1) 検討会の事務局は、水産庁漁政部加工流通課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

漁獲証明に係る新たな法制度に関する検討会 委員名簿

氏名	所属・役職
いのうえ こういち 井上 浩一	(株)イトーヨーカ堂鮮魚部シニアマーチャンダイザー
さげさか たけし 提坂 猛	全国水産加工業協同組合連合会常務
たけうち けんいち 竹内 賢一	北海道庁水産食品担当課長
たなか としのり 田中 要範	全国漁業協同組合連合会漁政部長
なかじま まさゆき 中島 昌之	マルハニチロ(株)専務
ながおか ひでのり 長岡 英典	大日本水産会常務
はなおか わかお 花岡 和佳男	(株)シーフードレガシー代表
はまだ たけし 濱田 武士	北海学園大学教授
ほんま やすとし 本間 靖敏	北海道漁業協同組合連合会 常務理事
まつもと やすあき 松本 康明	西日本魚市(株) 常務取締役
みさわ ゆきひろ 三沢 行弘	WWF自然保護室シーフードマーケットマネージャー
いとう はるひこ 伊藤 晴彦	中央魚類(株) 代表取締役社長
みやもと えいのすけ 宮本 英之介	(有)昭和水産代表取締役
やまざき やすひろ 山崎 康弘	全国水産物卸組合連合会常任理事